



朝鮮通交大紀

四

リ 5  
4978  
4





門 95  
4978  
4

門 力 5  
1274  
4





朝鮮通交大紀卷之四目

萬松院公次

一慶長四己亥年 東照神君兩國和好之事を  
 公及柳川調信に仰有りの事附彼の國和好を肯  
 む事ふむむハ一戦に及ハせ其後交を絶むと仰  
 有りの事附此年公様七太史吉副左近を以て書  
 致費して和を求めらむの事

一同五庚子年袖谷弥介石田甚左衛門を使へりし



の事

附此より先に戊戌年我州使をして請こたり

しの事并後慶長六年李德馨柳川調信

答し書有りしの事附 神君一戦の仰あり

公人附し有りて李德馨倭将に答ふし書あり

一 慶長七年の事いつし愚按有り

一 此年彼國其邊將をして始て書以復したるし  
の事

附此の事此の年と事なりと考一しの事愚按あり

一同六辛丑年 公井手弥六左衛門智正をして俘虏

を彼國に還させししの事 附武田喜兵衛をして

彼の邊民一名を捨へしめらせししの事

一 此年禮曹參議鄭暉柳川調信に彼せしの  
書有りしの事

附此の比我國彼に伐脅して和事を促す

いひしの事愚按有り

一同七壬寅年金光を還させししの事

附金光を還させししの事以前考を失ひしの



事元唐浦の漁民を捉しし事以前考を失ひし  
の事何もしも愚按有り

一同九甲辰年孫文或僧惟政我州に来りし  
の事  
事翌乙巳年公惟政文或等を率ひ山城伏  
見城に至らば  
神君 台徳君小拜謁有り  
の事

附我州の儀人彼國に投降せし事

一此年僧惟政禮曹金山において開市を許すの  
論文を持来りし事附禮曹成以文 公に

復せし書ありし事

附此時彼國私に開市を許せし事壬辰後

彼國通交を以てせし次第を論せし事いづれ  
も愚按有り

一同十乙巳年李德馨和好の事を議して其國王  
に奉りし劄有りし事

一此の比李德馨御倭監軍に送らるる書ありし事  
一同李德馨倭情を論して其國王に奉らるる劄有り  
し事



附彼國潛商を禁むるの主意此の別内に見し  
の事愚按有り

一 同十の年李朝營味子の事子爵よの其國王

愚按有り

一 同十の年李朝營味子の事子爵よの其國王

一 同十の年李朝營味子の事子爵よの其國王

一 同十の年李朝營味子の事子爵よの其國王

朝鮮通交大紀卷之四 林公次

萬松院公次

慶長四年己亥明の萬曆二十七年朝鮮昭敬王三十  
二年 東照神君兩國和好の事を公及柳川調信に  
命して仰有りしハ通交ハ兩國の為也 太閤一亂後其  
の道絶ち先内々書遣し尋試し合意を成り  
意よりハ 公義より命とふを成し也 按此の一段方  
長老の記に見  
たり 又傳ふる処に和好の事彼國没して此とを肯ハ



其むと一戦及ハと其後文を絶まむと仰ありしとあり  
按此の事寛永十三年信使ホにおきて 公梯七丈を  
録に見へたり  
して書を持ちし和攻求む續て吉副左近を遣り翌  
五年庚子柚谷弥助を遣りましに何れも歸らざりしや  
其後又石田甚左衛門を遣り按或人ハ石田甚左衛門也あやま  
りて石田甚左衛門と記録せしとの  
也と宗氏家譜又石田 此時彼國其邊將として始て書  
甚左衛門と記せり  
復ヤ按或ハハ此の書并手弥六左衛門  
ヲ帶ひ歸らざりとのあり 復書後に記せり  
、按第一次梯第二次吉副第三次柚谷第四次  
石田或ハハ第一次柚谷第二次吉副イまた

詳らふに又其の邊將の復書に戊戌以後所送之  
价天將帶太とあり戊戌ハ豊臣甚死やまし年也  
此年我州人を使り事記録に見一を後慶長六  
年辛丑李德馨平調信に答ふる書に 別紙所  
諭要時羅等始到弊邦天將輒即拿送天朝其  
後處置非弊邦所知蓋往年日本侍天使無禮  
及動兵戈天朝深怒其榮逆拿聞要時羅等足  
下豈不聞乎自古無殺使之國弊邦粗識此義  
要時羅致葦殺之何快於弊邦留之何損於日



本而弊邦疆留不放歸予其無此理想宜諒之  
といひ又李德馨其の國王へ奉りし劄に近觀天  
將處事亦多可疑江奴倭為正成以要時羅為  
大將購奏天聽告廟獻俘といふ此皆此の比の事  
いひしあり○又按李德馨漢陰集に倭將  
書有り平調信に答ふる書と見たり其の書の  
畧に未諭有之對馬島主在大板按板字待報  
之訛朝鮮和不和之事而後載運軍糧云弊邦所不  
得自擅之事足下欲脅而成之耶以足下之力

而可止日本之兵則何不能止壬辰丁酉之兵  
以足下之力而不能止日本之兵則雖講和如  
前日而還恐背盟又如前日足下先既訛而負  
之又將再謨耶弊邦惟天朝之令而天將說對  
馬島累誑天朝及朝鮮非有異常忠欵則其言  
尤不可聽信云弊邦獨能擅斷乎日本若能以  
誠信相與而貴島亦且大加懲悔表著其非常  
之忠悃圖所以自效於天將而得令轉奏天朝  
則人之所欲天必從之于斯時也弊邦惟皇朝



指揮是後前日之事何可提起再論惟在是下  
盡其誠意耳といふとの和好の事彼國としう  
けの事あくむハ一戦及ハハ危しと 神君仰有  
たしと柳川調信潛に彼国に諭やを以て此の  
答書有しと見ゆ此と又辛丑年間の書と見  
たり  
慶長五年庚子明の萬曆廿八年此年彼國其  
邊將をして始て我に復せし書に  
羊陸相交古人所識而有問不答亦云非禮茲布

遠情以報惠書貴邦幣邑隣海為隣世結權好致  
百餘年貴邦曾無塩奴變婦之忿按三國史新羅  
國葛那古使新羅在館昔于老主之與客戲言早  
晚以此王為塩奴王妃為變婦侮王怒逐至拳兵  
伐之昔于老曰燕由吾言之不憤我其當之遂抵  
軍謂曰前言戲之耳豈意與師至此侮人執之燒  
去乃而速馳無名之兵先侵與國之境使廟社丘  
墟生靈魚肉若爭曲直則將軍亦無辭矣兵連禍  
結十年于茲糜爛之慘兩國相當要和之說或可  
勉從但皇朝之於弊邑視之如子不唯救難於一  
時使經理提督諸將官領兵留屯于今不撤故謀



無輕重事無大小必皆先稟於皇朝聽其處決況  
講和之事不可不待準可而輕決於兩言戊戌以  
後所送之价天將帶去至今不還故久闕回音以  
致貴邦之恠訝爾非有他意於其間也古語曰信  
不由衷實無益也設使弊邑不惜一使再尋前好  
而貴邦之無信猶夫前也區區盤血只欺鬼神誠  
能以信為本有如敵日毋踵前失要為永好則天  
朝自有解紛之舉而幣邑亦遵香火之約矣

和文

羊陸相交る古人の識る処にして

按晉羊祜を將とし吳を伐つ  
吳陸抗をして此處を防らしむ

各境を隔て對陣せり或時陸抗酒を送りしに羊祜此酒を飲み疑ふ心無く  
其後羊祜又藥を陸抗へ遣したる陸抗此酒を服せむとて或人諫めしに  
羊祜子 祜の人としてなと人を毒死せむとて終に其藥を服しぬ  
九かく取らてあくせしやいふし一羊陸相交といひしなり

志も問ひありて答へざる又禮にあつてはしめて遠情  
を伸て以て惠書に報り貴邦我國海を隔て隣を好  
好むを結ぶもの數百余年の間に一言の忿りなくして  
遠くに兵を起し鄰國の境を犯し廟社をして丘墟人民を  
して奠肉たぐしむ若し曲直を以て此邊を論せし將軍  
も又詞ありしむ兵禍の久しに既に十年に及びて其



殺傷し修兩國相當とす今和を要むる事或ハ勉て  
従ふる然レ天朝の我國におき此事を視ると子  
の如くも但難を一時に救ふのこにあつたまた經理提  
督の諸將官をして兵を領し留て我國を鎮めしむよ  
りて凡の事うあら先此事を天朝におし其処決  
を承<sup>腹字アリ</sup>しむや此和を講むる事此事を天朝に訴  
へ其許さるを待たれして輕しく兩國の私言小決を  
ゆるむや戊戌年以來遣る所の使使皆天將此事を帶  
ひ去とりや一を以て久しく回音を關記貴國の怪し

みおいたるの他意有るあらんしにいと誠信の心不  
くして盟をいたる終に益あしとたとひ弊邦をして一价を  
通し旧好を修めしむる貴國の信お地存お前日の如く  
あらん其盟をいきて後に鬼神を欺に過記するの貴  
國とし能く誠信を以て存とし永く好むを結ぶに心あり  
天朝おのり此事に處するの道ありて弊邦又其  
盟の約に従ふ

按此書青陸集に見ゆ此と其全文あり但某の  
官某をして復せしむといふ事考ふゆから青陸集



萬經理の回帖の下に注して自此至日本回書庚子  
年間以承文院製述宮作と有り仍ら此年書たら  
を知らざり

此比我州連りに和を求む彼和好を求めハ宜しく先づ俘  
擄を還し其後此事を議せしといひしや慶長六  
年辛丑萬曆廿九年復公井手孫六左衛門智正を  
して俘を彼國に送り又此比我諸州に求む陸續に  
還さしたる此より先は公柳川調信と相識し  
武田喜兵衛をして彼國の邊民一名を擄來り

我國和を求むの意を諭し歸らしめ其比改して和好  
の便をいたさしむ此時又其邊民を歸させたり此手  
孫六左衛門をして和を求むしとの事を改事撮要に記  
して對馬島倭平義智連遣橋智正副還被擄男  
婦未要和好乞通開市遣柳根具由奏聞并咨禮  
兵二部軍門等衙門又記して對馬島倭橋智正  
等又未肯和詞探天兵有無移咨萬軍門乞差遣  
天朝委官嚴詞開諭と見たり  
慶長六年辛丑明の萬曆廿九年此年禮曹參議



鄭暉平調信に復セ一書有り 按此の時鄭暉公に呈セし書有り此書の詳々あること

ハ仍其書にして記す 其の書左に記に

朝鮮國禮曹各議鄭暉奉復

日本國豐臣平公之下

公復刷還人口委致信書辭邦具悉之下之意亦擄各人說稱日本自開白逝後國中不靖而家康公有悔禍之意對馬島與之下深量利害要講舊好此與前後走回人所言相符辭邦與留守天將同議即將此意及之下書稟報軍門邢老爺曰曰

本之事既如彼對馬島之欲通歡亦如此請撤移防海天兵休養其力以觀對馬島所為更議進退軍門批回曰日本事情曾因福建往來人飛報已為聞知今據所稟亦然當依此處之但比聞海上零賊竊登深慮朝鮮亦為對馬所賣弊邦與留守天將再稟海上零賊必是小島下倭所為對馬島方要講和必不作此事於是軍門命海防諸將移住內地使之更察對馬島形止弊邦庶自此而事可諧矣今見末書果如軍門邢老爺所料之下亦



潛槍海邊無知塩卒以問國事弊邦豈知天下作  
如此屑、見戲事乎若此之輩縱擄去數萬無損  
刷未數萬無益貴邦下戶賤卒得與聞國中之大  
事乎自擄自還只見其反覆之狀於天朝今此來  
書非是要和乃自絕於天將曾謂天下有長慮而  
處事乃如許耶自壬辰以後天朝謂弊邦設親貴  
島勾引兵鋒其後天朝將官經理國事細微猶不  
得自擅况此等大事乎細看末諭一向督魯弊邦  
事勢足下知之既悉何亦有此意倘此言徹於天

朝則徒激天怒而反有害於和事足下爛熟商量  
其不謂然乎為今之計不在多言唯在足下痛改  
舊愆能盡其誠意以取信於天將則不煩於弊邦  
而和事可成如蒙天朝分付則上司委官前日與  
足下面講者必將末蒞幸足下以事成為期而加  
勉焉苟有其誠焉有不成事之理也前書已達於  
天朝而回諭尚未到報音今日未則弊邦明日差  
飛船報知惟足下俟之不宣萬曆二十九年十二  
月初一日



和文

公復人口を還し仍ら惠書を承て弊邦はまに足下  
心を悉せし日本関白の逝しして國內静らるん  
家康公禍を悔ゆるの意あり且對馬島主足下と深  
く利害を量り旧好改めむ事を求む前後人口の  
いふ如く同じ弊邦より留守の天將と相議し其間  
し処及足下の書を以て此事を軍門邢老爺にも申  
且海を防ぐの天兵を内地に移し對馬島のまら如を見  
て此より処置をあたむ事を請ふ邢老爺答ふるに日

本事情福建人の報をらにありて既に此も我聞多宜しく  
請ふ如く如く此に處を申し但聞く此は尚を海賊の資  
をらありと朝鮮又對馬の為にあさむり也む事我慮り  
らることありて再びとふもに海上の小賊かあるに此も小  
島下倭のまら如くむ對馬島今まきに和を求む自  
爰に至らんと爰において軍門始て海防の諸將に余  
し姑く内地に移住し以對馬のまら如くを察せしむ今未書  
のいふ如く見らに果して邢老爺此料の如くおしとさ  
り足下の長慮を以て潜に海邊無智の下民を執



へ去りて問ふに國事を以てやむと此輩たとい敷萬を執  
去るも我にありて損もろ事なく又敷萬を返し来ると益  
し但下戸賊卒能く國中の大事を預り聞有るやむむ  
足下此見敵の事をあしてたに疑ひを天將に取らや此  
和を求むにあはれしつて和を絶川の計と言ふは此の  
み且壬辰の乱ありしより此かた天將おとしく弊邦誤て  
責島を親し兵禍を招きりと今天將將官をして我國  
事を治めしむ細事といつても川から専らにせし事を得る  
いんや此議和の事をや然るに来書の内容とあつて見るに

専ら我を脅し和事を促す此事若天將の遠く初ら天怒  
を激し終に和議の害たらむ但足下深く旧惡を改め誠  
改めし天將をして疑ふ處あからしむ弊邦の此事の請  
ふ事改致を又<sup>待</sup>して和事おはせ成らぬしとて天  
將の處置を蒙らば前日足下のいふ處の人必を上司  
の使として来り至らば一旦前書既に此事を天將に達  
を回諭おいた至らば回音今日来り事おはら弊邦  
明日飛船をして此に改報せむ唯足下此事をまめぬし  
…按此書に我を脅し和事を促すといひしと



神君一戦の趣を傳へし故あり又海邊の塩卒を槍  
うといひし此比我州唐浦の漢民を扱へし事を不  
あらざし此事金<sup>金</sup>繼信柳川調信に與へし書に<sup>詳</sup>祥  
也後に見へたり

慶長七年壬寅明の萬曆三十年朝鮮金知全繼信  
録事孫文成我州に来り和好の事を議せ此より  
先に朝鮮國王の威金光薩摩の爲に擡にせり  
公此事を求て玄蘇をして和を要むる事を書し示  
し且神君講和の思召を諭し繼信等と同じく

歸らしむ

按此時加藤主計頼清正家臣をして人言を明國  
福建の金軍門に送る其使のいふとある文成等  
くふとのと同じかゝるを以て明國及朝鮮留  
任の明將何ともし和好此事を信せざりしあり

又按金亮の事我記録に此年全繼信孫文成等  
同じく歸らしむと見へる宗氏家譜の記を又  
同じ然ると此年六月全繼信平調信に送る書に  
頃入貴島多蒙款接回到金山孫公將貴島事



情一一飛報天朝と云時ハ孫文或全繼信此年  
各朝鮮ニ有リしと見ヘテ又云蘇リ金光ニ示ニ筆  
話を見らニ癸卯冬十一月日として其の筆語北  
内ニ朴壽永御語不悉通因手録呈床話煩請  
昨李閣老按李德馨也及全金知共辱識荆千里之  
外其亦以曼語之といひしに據るニ金光が歸りしハ  
翌八年癸卯冬十一月の事にして此の時全繼信  
朝鮮にありし也記録及家譜ニ全繼信同じ歸  
へてししと云ハ其の考或失ヤリ又記録に是時本

國海賊船入朝鮮暗提唐浦漁人而忒因留住  
明將不信和議云々と見ヘシ也按萬曆三十  
年壬寅六月全金繼信平調信に送らし書ニ  
頃入貴島多蒙款接回到金山孫公按孫文將  
或也貴島事情一一飛報天朝諸將上司恭候好音  
而旋聞貴島再肆愚計暗提唐浦漁人而忒弊  
邦中外人莫不駭怪皆曰孫文或昔在倭中謀  
殺行長事覺賴柳川而得活故今文或陰為柳  
川把伴示好意於本國而實無歸順之誠也聞



城駐札李總兵老爺聞之大怒等問孫文或多  
般究貴孫公西歸時私語於生曰柳川與我等  
終始效誠冀成兩國好事事半成就而我等旋  
踵救日便有唐津浦之事柳川行事豈至若此  
之愚謂乎和好大事係兩國萬年之利而今因  
些少之釁漸至遲延則豈非可嘆耶といひ其  
再肆愚計といひし以前武田喜兵衛邊民を擄  
り來りし事有りしを以てかくいひしとの也此とに  
據るに此時唐津浦漁民を捕りし事我州のせし処に

して武田が邊民を捕り來りし類ひの計也本國海賊  
船云々といひし其の考攷失せし也

慶長九年甲辰明之萬曆三十二年朝鮮孫文或僧惟

政按之松雲大師とをして同く來り和好の事攷議せ

しむ按之此時松雲持來し開市の翌十年乙巳明之萬曆

三十三年二月 神君 台徳君上洛命じて

公伐して惟政文或等伐率以拜謁を山城伏見城  
に賜し且執政本多佐渡守及天龍寺の僧承元  
をして公に諭して惟政等と和好の事攷議せ



此の事を攷事撮要

萬曆三十二年七月橋智正等留駐海上投降倭

子連續出來情形巨測按萬曆三十二年七月禮

日頃者有倭子間愁成昔參議以文復公書

東託言饑饉敢乞生活繼有倭子山祈于等二十

一名亦自貢島出來稱厭避差役舉家逃來此

輩情雖可憐義不可容留亦附船尾送還云

投降倭子連續出來遣僧人松雲十日奉爪探賊

云者據此記之爾情一刷還本國被擄人口一千三百餘名致家康意

曰我於壬辰在關東不曾干預兵事朝鮮與我實

無讐怨請與通和具由咨報于遼東撫鎮谷衙門

上記

此年禮曹成以文公に復せし書有り金光代還さ

とし事及我州人持來々の物は貝姑く其の貿易を許

その事を載せたり其の書凡に記に

朝鮮國禮曹參議成以文奉復

日本國對馬州太守平公足下

橋使至遠承惠書矣刷還被擄男婦五十名慰謝

良深前日所要之事曾令孫文或面稟軍門矣文

或自察雲今總回未塞老爺以為馬島嚮款之誠



因已領之但日本素無誠信向年兩冊使之太非  
但不奉詔勅待之亦不以禮今雖要和安知後日  
之不為反覆如前日也即且說遣金先裝成虛套  
肆行哄脅而比得撥報亦言荒唐船隻出沒於防  
踏及甥妹島之間云情形所在尤極已測決不可  
輕信其言而遽許其請如日本執此為譽復逞福  
獮則天朝但當水陸夾攻以示威靈而已仍差復  
探委官絡繹出來必途飛檄更加整飭令將大小  
事情星夜馳報此則攝使之所目覩也我國雖欲

勉副而誠不可違越天朝禮便行之但貴島與我  
境最為<sup>密</sup>通世輸誠款而近且刷還人口前後不  
絕可見貴島革心向國之意也豈可以日本之故  
并與貴島而絕之哉齎持物貨往來交易姑且許  
之日本若能自此更輸誠意終始不怠則帝王待  
夷之道自東寬大天朝亦豈有終絕之理哉唯在  
日本誠不誠如何耳幸可勉之餘在孫文或口宣  
不宜萬曆癸拾二年七月日

和文



橘使より書を惠はる前日求々処既ニ孫文成をして仰り  
此邊戎軍門に乞ふさしむ寔老父部おとらく島島和  
戎求らし意此邊を領せり但日本ととも誠信あり向手  
兩舟使の至は勅意を更けさるの事あるに丹使を待り  
事又禮を以てせば今和を求といへともいふんや其の  
後日の反覆又前日の如くあるを知らむ只金光戎  
遣り虚謀を構へ専ら偽り脅はる又此の土河間へ未歷  
審らるるありつ所の船あり防踏甥妹嶋の間に出没を  
其の情形尤測りかたし輕しく其の事處を信じ此邊

和戎許に乞はるに日本若此邊を以て兵端とせば天將恒  
しく水陸夾に攻め以て國威を示を乞はるの事仍ら偵探官を  
して更に嚴しく心を用ひ大小の事情速うに此邊を馳  
報せしむ此邊橘使の見ら處也我國天朝の意に遠く  
擅ら求ら處に後小事あらん但貴島に置てハ在我が國と  
相近しく久しく誠款を致して近比又連りに人口を刷還を  
日本やへを以て貴島をあはせん絶つるをせざるんを  
たらし末ら處の物貨姑く此邊り貿易を許は日本  
若し能く更に誠を以てし終始怠らざるん天朝の



夷狄を待り其道はこれより寛大也、むが終に其  
和を絶つに至る、此事只日本の誠不誠にあらずの  
餘、孫文或は口宣に附や

按此の書に詭遣金光裝成虛套肆行哄脅と  
計ひ又改事撮要に日本脅和といひ李德馨が疏  
不幸而金光未肆悖說朝廷輕遣惟改渡海と

いふ何せし 神君一戦の作ありし趣金光此を  
彼の國に傳へしを以てかくいひしとの也

此年松雲大師持来の禮曹論文あり 金山において

開市を許すの事を諭す、其諭左に記す  
朝鮮國禮曹為告諭事據慶尚道海防將領等官  
呈稱馬島將我國被擄男婦節次刷還頗有革心  
向國之誠且稱本島土地瘠薄五穀不著歲多饑  
饉自前資我國米布以為衣食乞照舊交市以資  
生理等因得此參詳本島前後刷還被擄人口其  
數甚多洙見本島革心向國之意兼且土地瘠薄  
歲多饑饉情懇交市以資生理我國不忍拒斥阻  
伊自新歸化之心為此移會慶尚道觀察使等官



轉行金山節制使休悉前項事意遇有本島倭子  
乞要交易物貨者許令開市仍不許率毫越法惹  
事不便外台行告示前本俾馬島倭人等遵照諭  
帖內事意各自改心易慮痛革前習一意輸誠益  
屬自新之心毋或違錯有誤邦憲為此故諭萬曆  
參拾二年七月十一日示

和文

朝鮮國禮曹昔者諭以の事の爲に度尚道海防の  
將官等しとわに小擾るに馬島被擄の男婦を以て

次亦に此日を還し願ふ心を革め誠を以て本島土地瘠薄  
五穀少く歲饑饉多し常に我國の米布に賴み衣食とす  
願ふ旧記に於て交易を許し以て其生理をあたしめむと  
し以て本島心を革め國に向ふの意を見ら且土地瘠薄  
歲饑饉多し其交易を賴み生理を遂ふとの我國此を  
を拒みて彼より新たに我に歸するの心をさくに忍  
ひしめて度尚道觀察使等の官に通知し金山  
節制使小轉達し其旨を知らしむ本島の倭子物



貨を持来り交易を求むるの事ハ許して市を開くしむべし但余毫も法を犯し事を生し弊をいたさしむる事ハの外又且しく此旨を以て馬島に諭し馬島の倭人をして諭内の意に志たし各心を改ため慮をく益するが新たにしあやまりて國法を犯す事あらずむらじ仍て此まを諭す

按此の比兵禍年を連年致十萬の天兵彼國へ入来りしや其支待<sup>持</sup>糧餉の費彼國の方既に給しかたき民戸に至りて皆其課役に苦しめり又其將士

何とて威勝を振<sup>回</sup>ひ且彼国を爲に援兵を求る也とて大に驕りけり少して心に満たさきハ吏民を打擲し朝官を辱しめ心に任々肆に狼藉せしや李德教者

今之為百姓所苦者莫甚於天兵といひし此と其實に於て彼國の臣民日夜天兵の連に息め歸るを思はさらハや然も彼国に常に天兵を以て我をおひせらばこのハ其情に有らざりし也但我國久しく兵乱に苦しむ又神君此比速々に仇怨を隣國に解りきたたの思召を料り且我州困しこの極る一向に兩國講和の



速に成らん事をのいり求めらるの情を察せしめ  
あつたに天兵の威を借て常に戦むと欲をらる勢  
を示し少しくと畏る事あり如くし我を恐喝して  
敵てみたりに動事あたはさしめ又和好のいまた成  
らざるに先たりて潜に我州の貿易を許し姑く其恩  
をホしよめて我を責るに俘を還し海賊を防ぐを  
以てしてこの和好の事か至てハあつちらに急あつたは  
らふとして居たりしに我州甚だ此世をいきては川か  
ら慮を尽し東に奔り西に馳せ暫くも安し居る事無く

兩國和好を取扱の外他ありしあり又惟政孫文成  
等をして我州に来り宣に隨ひ相議せしめさるに  
神君に京城に謁し詳に我國の情を採り其後又  
神君の書を求め事の十分精熟をらにいきて止事  
を得さる如くして漸くに和を以たせり 按て彼國講和  
の事かくの如く  
巧にして李德馨あを其心を講をらに急にして國事を  
あなまじきといひし也其の智慧の深く至るを思ふに 我州  
彼より此秘計ありしを知らざりしと之徒に一時の事に  
急にして後来の慮に及ぶ事ありし也彼も又和  
好のいまた成らざるに先たりて市を釜山に開く事



を許し急を救の利を以て我々意を誘せしむ我々成  
して其他をおとふに暇あらずさうむすにおいて歳船  
を減し上京を閉ぢやくとして其心の如くふらんと  
いふ事ありし也巧ありといひ川一し

慶長十年乙巳明の萬曆三十三年 公井千孫六左衛門  
智正をして和を求めしむ改事撮要に對馬島倭  
遣橋智正求和と見へり

請令廟堂量恤留兵便宜刻 李德馨

伏聞中朝統撤戍兵諸將啓行今之為百姓所苦

者莫甚於天兵而天兵一朝捲回其小快於眼前  
則有矣日後元氣索然異症橫發則未知國家將  
何以善處耶倭賊一退南邊蕩然連歲無竊發之  
警者只是藉天兵聲勢耳今者無他計而盡撤賊  
之生心侵軼在朝夕矣既無備禦之方又乏權變  
之謀媿媿姑息苟度時月兵單而益蹙糧匱而益  
竭若此而終稅駕於何地也竊念對馬島密通釜  
山為水路咽喉其距五島日 按壹字 岐嶋平戶薩  
摩等處亦不如釜山之近則馬嶋之於我為害迫



矣彼緣地瘠生薄素資于閭市則一日未嘗忘本  
國豈其邈然而興意於我乎高麗之季倭患歷歲  
不絕恭讓朝朴歲嘗往討本鳴按善勝本朝獻  
按獻是憲字之訛廟亦遣將往征按莊憲王伐  
廟時無伐我事也我事也按我是長松  
時事其後許其納款賜圖書定船數按寺公時事羈  
縻往來邊境寧謐赤子得休養生息於聖澤之中  
今過二百年先王為民而馭此夷者計固至矣此按  
先改後曩在戊戌冬臣跟隨天將在順天聞賊兵  
退妄意國家於對馬島終難絕矣但壬辰兵起本

島為嚮導必我天兵盛集聲罪示威然後庶有所  
懲懲而縻之則得於處事之權矣用是冒進所懷  
仍具摺於天將會黃慎亦為此陳疏而廷議不同  
務在持重遂致差失事機良可歎也數年以來朝  
家規畫尚無定計紛、漫、消費光陰言及防備  
俱曰無可為矣精神不強肢體日解抗衡禦侮未  
聞其責至於欲說計而緩禍者即云時議方以此  
為非難可行噫安危存亡機閱至大不早決處坐  
待噬臍儻邊上有警而內地瓦解則此時始定論



議而能擇禦乎賊首既死舉兵再來非臣淺慮所  
及若烏島之倭撐駕數十船出沒視我則必以乞  
和之得不得而決矣此乃近聽之火迫脅之災其  
可忍乎今若國亡而此事不可行則已矣僮機過  
而始講或既動而後我及欲行計則操縱伸縮益  
出于彼賊而羞悔甚矣亟宜決意以爲方便  
且如爲之當聞奏天朝奉旨乃行詳陳此賊形勢  
及先王爲民閱市天將遣使退賊近日賊之累遣  
使乞和曲折一一明白敷奏天朝仍請留一校水

兵圖完此事使許和之令出於天將或責副還被  
擄人自效其誠量定約條以中其心則南邊之事  
庶有歸宿且遣使退賊雖天將所請而許教緩兵  
之舉實其外爲大言而內深欲者善辭而達之天  
朝天朝亦必以此計爲不得已豈不爲區區乎

和文

伏て承らば中朝盡く留兵を還し諸將をして發行せし  
むと今百姓の苦しむ処のこの天兵より甚しむる無し今  
天兵盡く入り歸る眼前に有つて一時の快地を得とい



つゝ然も日後もし不意の變有らん又何を以て、此處に  
處せむ倭賊一と度退れ連年我邊の侵るの患ひ無き  
とのみ唯我國の天兵の勢を借るに由るのみ今他の良計  
ありして天兵をして盡く送り去らしむ賊の再び我を  
犯は恐らくは且夕の間にあむ事を竊におもふ對馬  
島釜山に近して水路の要地たり彼の五島壹岐平戸  
薩摩等の要處を去らざりて我々釜山の近處に志すさら  
時、島島の我邊における害たら事迫り且彼邊地瘠や  
食糧く多し貿易を頼とせし時、おの佐々木一日し我、

國を志せしより高麗の末倭患累年絶へず、外、恭  
讓王の時、以て朴茂をして此邊を討たしむ我々朝献  
廟又將をして往地征せしめ其後終に其和を許し  
圖書を給し船数を定の以て此邊を羈し未往やむ  
我々邊境をして寧謐百姓をして安堵やむらとの今  
二百年に過りたり先王の此夷を馭する其計誠に至まり  
臣成成の冬にありて天將に隨ひ順天にあり時賊兵の  
退くを聞てよめて思ふ我々國對馬島において終に此邊  
と絶つにかたうしむ但壬辰年兵起りの時本島此邊



郷導守たり姑く天兵の力を借つて彼を威し明かに其罪を  
数へ此に威重を示し彼をして深く屈し伏せしめ  
其後此より和を許しなして此を西鞆さハ誠に其事  
に處するの宜れを得たりとを極しなして所壞を陳し  
且此を天將にもよに黄慎又此事を陳す然し此  
時廷議おあしかりとて終に此機を失ふにいたり  
誠に嘆川を極し数年未朝家の廢置今に至りて未夕定  
まらぬ無し若し早く此を變えらば事なく其邊上事有  
りて國內騷動するに至り初て能く其議を定め此を

防くはむや今賊首既に死に其再び兵を擧て来るハ  
臣の浅慮の及ぶ處にあらずといへば馬島の倭人其數十  
船に駕して我を窺ふを察するに此和の成不成を以  
て其計を決せむとす也誠に肩に近地の大雪層に迫るの災と  
いひ川を極し此を思はざるはむや若し彼をして再び我  
を伐侵せしめ其危む事あらば出て我よりして此に  
和を求めしめ其操縦伸縮の權彼に有りて我の羞ら  
しめたる益おあむと宜く急に主意を決し此賊の形勢  
及び我が先王市を開くの事且天將をして其使を遣



リ賊を退けしむる事又近日賊の累りに和を請ふの曲  
折を以て盡く明らるる天朝に奏し姑く水兵一軍を留  
め此事の始末を完成せむ事を請ひ且其和を許すの  
事をして天将より其令を出さしめ又此は亦其虜を還  
し誠をいたさむ事を責め其後宜れを量り約條を定  
め以て其心に満たしめ亦亦ひ禱りてくハ邊境の事定む  
事を得む其使を遣り賊を退るの事に至るハ天将外  
此は成し事と辭といへども其実深く欲する所の  
也今もし能く此事を天朝に達し此計其のむむる

とを得よらに出る事を知らハいつむを我り為に能く此事に  
處し事ありむや

此は李德馨督禦倭監軍に送る書有り其大略を取り  
左に記す

或言釜山舊有倭戸釜山之有倭不足遂也或言  
朝鮮遺倭奴紬米今興之修好可矣痛哉痛哉對  
馬鳴本小邦慶尚道地方中古為倭奴所占舊有  
投順倭人未居薺浦塩浦釜山浦三處亦我族類  
而易於煽亂往在正德庚午年小邦驅勒無遺此



在小邦輿地書可覆現也對馬嶋為海路咽喉山  
多地瘠無稻米本處商倭未要邊市傳報賊情或  
日本倭奴與對馬嶋倭奴而求米往者小邦並羈  
縻不絕定其歲遣船數及圖書符驗一年應受米  
大二百石此與天朝撫邊上鞭子一般雖是小邦  
事体之所不敢而區々只為海邊赤子設此事爾  
按一年應受米謂歲賜  
米太舊例二百石也

和文

或曰小釜山浦と倭戸有り今必にしと此邊を逐ふ

登り又いづく朝鮮と倭奴に細米を送る今よびく  
此邊と好むを修て可ふる在地のこと誠に痛まし此の甚  
し地也對馬島本我々慶尚道の地也中古以來倭奴  
の為に拠り居らる其後來り降るの倭人有り来て我々  
齊浦塩浦釜山浦の三所に居然我々旅類にあつた後  
亂を以たり易し仍ち正徳庚午の年此邊我々逐殺して遣遣カ  
其事あり此邊小邦輿地の書にあつたをこの考へ見  
ゆし但對馬島海路の要に居て又山多く地瘠や  
稻米少し仍ち本島の高倭我々邊に來り貿易し



且其賊情を我に告ぐ日本の倭奴對馬の倭奴と  
あやしく我の國に來往せむと求むるの有り又此  
城絶川事ありりて此を羈の計を用ひ其歲  
遣の船數を定め此より圖書を給し驗とし其來往  
を許す一年受ふ處かに米二百石のこ此と天朝邊上  
に居る倭子を撫らるに異あるものあり小邦に有り  
て事体の敵て為るを恐るるものに似たりといふ但  
邊海の赤子を其侵し掠めらるの書を免ぐはし  
めむる為めに姑く此計を設くるのみ

李德馨倭情を陳するの劄有り此劄子二百年以後の

劄と見たり

ありて姑く類聚して丸に記す

陳倭情劄

按此劄慮在下景  
直請上京後上仰

伏以臣伏聞憲府以備邊司許令與倭開市志深  
警弛大禁而啓他日無窮之患請有司堂上推考  
色郎廳能識大義凜然令人起歎算其間利害有  
未能釋然者此賊之為萬世必報之讐三尺童子  
所共知也既不能作絶而與之羈縻則開市終可



開乎法官既不許之則果哉未<sup>未</sup>之難矣往在辛丑  
年天兵纔撤南徼蕩然馬島倭子橘智正持書出  
未中外人心騷動靡定及見禮曹修答書契有卽  
為許和之意臣適膺体察之命而在邊上晝夜商  
度疆事不許則自前無捍禦零賊之勢欲許則非  
但警怨通天終許之後種、難處不得已羈縻遷  
退以冀十餘年無事而為自強之計矣但雖欲為  
此計我國氣力毫無依擬操縱者必須藉重天朝  
陽關陰關以絕其哄脅之端然後處事之權我可

議矣遂改撰書契矣包禮曹答書陳達其狀謬蒙  
先王<sup>按指昭</sup>獎諭施行其後馳稟萬軍門得其諭  
帖遣入馬島覘探賊情乘機善導以過數年不幸  
而金光未肆悖說朝廷輕遣惟政渡海又不幸而  
馬島誑稱械送犯陵賊朝廷輕遣通信使失此二  
策臣語及此事每切嗟咄暨乎奸賊玄蘇持假書  
來我而我乃依舊例許和<sup>按指己酉年景直玄</sup>  
諸看碁局已了矣今者義智景直遣人更要上京  
進香又乞開市<sup>按須考進香</sup>信使既邊約條既成

<sup>時禮曹</sup>

<sup>開文</sup>



則此皆所應行者但許之上京則其弊有不可勝  
言若不許上京而又閉市則只有付絕而已大  
賊之動不動按指我雖不係馬島之和否而邊擾  
邊上則馬島亦裕為矣並斷二件事而付絕馬島  
我國其能乎以二件參商輕重則上京極難而閉  
市無甚害宜杜我之大弊而姑中其欲彼賊既意  
滿於閉市則上京可以防矣倭館市物初無禁制  
自彌中再未別幅商物濫觴無紀上京往返國家  
難支仍設法示禁謀杜其弊只許米布入館互市

其他貨物無不有禁利源難塞甚於防川禁令愈  
密密潛商愈衆此蓋由閉市禁斷諸物故潛商弊起  
潛商弊起故透漏機事之患又因此而作矣昔在  
先朝乎義智始末先王深軫慮痛絕潛商累教  
申飭及到東平館別令兵曹捕盜廳巡邏設禁法  
非不嚴矣而昏夜並賂巡邏守直軍士而抵死交  
易互有賸示朝報之說此無他商賈雖知國法至  
嚴被誅者無幾獲利者甚溥其冒禁固宜倭奴亦  
知分貴之為不賢而甘為此者只以所齎商物必



因此而後可換易也其在國都難禁如是則金山  
館之事益可哂矣申明禁令只為東萊奸濫軍官  
吏胥輩作弊操弄之地倭奴竊笑其法禁細密雖  
今不行臣每痛之今之倭物倍多於平時而所要  
在於毳毳虎豹皮不在於米布米布乃窮民所資  
而參皮不得救饑寒者也請以舊禁而嚴禁參皮  
唯許以米布交易則開市未易昂留連邊上倍費  
糧料徒激積恨爭桑起釁酒薄致圍又可徵矣前  
日倭船滿載累萬物貨不換米布盡散矣還此非

潛商何由賣盡乎然則開市禁物只滋弊套果何  
益哉若弛此禁使彼此交易之物盡入開市而峻  
潛商之法則我民不勞孤冒法禁而公同得利倭  
奴亦免分費商物而各售所欲何苦強為潛商而  
爭陷於重罪乎潛商既絕則密通事情之弊從可  
杜矣本司回啓中許其開市而重斷潛商不饒云  
者但為比利害自維然無點名劄簿之舉則往來  
名數難以讖察其欲收稅者亦非為權利也但要  
詳其讖察之數也臣以為宣慰使熟諳此間事狀



會本司未議回啓悉達素懷矣

和文

臣伏て聞く司憲府啓もよく備邊司倭に許し市を  
開くの事其仇讎言を忘じ大禁を弛へ他日窮り無  
の患をひらく也堂上官郎廳に至て各其の罪を  
正に登しと誠大義凜然たり但我國倭と絶つ事あたじも  
終に此事を羈にの計を用ひさら事を得さら時ハ此に  
に許して市を開く事あたけん辛丑年天兵終に  
還り馬島の倭橋智正書を持し出て來るの時禮曹

の啓書處に此事に和を許すの意あり臣時邊上に有りて  
此事をおろし和を許さるに目前海賊を防くに計り  
あく此事に和を許す時ハ只に仇怨を忘るの羞けに  
たらしにあり又後來處にわたるの患ひありむ事を然  
既に此事に絶つ事不能る時ハ姑く此事を羈にの計を  
用ひさら事あたけん但威を天兵に借り其我事を脅  
けの端を絶つて其後あやみに和を許す此に其事  
に處するの權を得たりとに處しよめて禮曹の書契を改  
撰し且此事を啓聞も先王臣がいふとお訴にありて絶



行やう事を蒙り、其後萬軍門に申し其諭帖を得  
て此事を馬島に送り、いたし以て檄に來し此<sup>て</sup>辱<sup>を</sup>致  
年を過く緩ゆる其和を為さむと計りしに不幸にして  
朝廷金光、悖説を信し、輕しく惟政を遣り、其後不幸  
にして馬島誰りて、陵を犯すの賊也とて、深人を縛送を  
朝廷よりて通信使を遣らう、又奸賊玄蘇、假書を持し  
來るに及て、舊例によりて此事に和を許さば、此<sup>も</sup>甚きを  
着て局既に了しに、譬ふ誠に悔やば、さらの今  
馬島人をして上京進香を要し、又関市を求む先

に朝廷既に此<sup>も</sup>和を許し、約條又成り時、今其請ふ  
処恐らく、後、其事を得さらむ、夫、大賊の動、  
動、さらう、馬島の和を許す、と許さば、とにあつ、  
は、い、く、其海賊を為し、邊上をみ、を、事、馬島  
も、又能く此事を、な、む、今、其の上京を許す、事、  
又、此、関市を停め、以て馬島を絶つ、我國、此、  
を、能く、世、む、や、然、も、二、件、を、以て、其、輕、重、を、た、く、  
る、時、関市、大、ひ、あ、害、無、く、し、上京、其、弊、甚、し、且  
関市を以て其欲、満たし、め、仍、其、上京を防、く、



たゞ倭館貿易の事初禁制の事あり弼中々再ひ来りし  
より國王別幅の商物甚だ多く上京往還の間其員限り  
ありに由りて始て他の貨物を禁し但米布を許して  
館に入せ交易せしむ但其禁令甚密也密カを以てか  
以て潜商の事多記を以たし其潜商に仍り又國事の  
機密を漏れり之患ひあり事を以たれり己丑年平  
義智上京して東平館に在るの時先王累りに教へ  
を下し嚴しく潜商を禁し捕盜廳命し巡邏巡せし  
む然し彼ら終に巡邏守直の軍士に賂ひしりて潜

商せし也且其時商賈公文を賸し倭に示れりわの説  
あるに至りし潜商の事其誅を受る者幾くもなく  
して利を得る者甚だ多し此其禁令を犯し制に  
反りしりやむあり倭人に有りし又其罪にい  
たさるに由りて我々分ちあたくし貨の後に費るハ少  
なく其利を得るハおふく且潜商にありさきハ以て其  
貿易を以たしかた記に由りて終に亦に至るのこ其都  
にありて禁しかた記事既に如此あり時ハ釜山館の事  
思ふに記のこ此其嚴禁を設るかへりて東萊奸要



の軍官下吏の私謀をいたはれたるに倭人の為  
竊に笑はしむ今持来たる倭物其数平時に倍し求む  
るは只細茶虎豹皮に有りて米布にありて又米布ハ  
民用の急あるものにして夏皮ハ饑寒を救ふるに  
今夏皮を禁ふし但米布を許さば恐らく貿易の事  
速に没しかた後小邊上に留連し糧料を費し由<sup>た</sup>又  
其忿恨をいたさむ前日倭船累萬の物を載せ来り  
此を米布に換へてして盡く賣り去る此は潜商に頼  
むにあらずむハいつて此を賣り去る事を得むと

し今此禁地弛へ彼此をして各心に任せ交易せしめ仍  
嚴敷其潜商を禁ふ我民既に國禁を犯すの患ひあり  
倭人にありては又其貨を分ち賣るの事あり彼此各  
其利を得む潜商既に絶へ其密に國事を漏らす弊  
又よみて防く難し然るといへば其商人を照檢し此を  
を簿籍に記す事ありむ其の往來名教を察し加  
たむ商税を權せむといふもの又其利を計らるる為  
にありて仍其名教を察せむための以て急と素  
懐を遠に



按ニ潜商の事兩國の同じく禁をり知といふといふこと  
も其此を禁をるの意各同じりたるもの有り  
我々國此を禁をる其銀貨の外國に出るを禁  
一我州此を禁をる其関市にさへはれあを  
以てし彼の國此を禁をる其潜商に仍る國事を  
漏るは至らむ事を慮る故也  
又按ニ 屬松院公彼の國王城にいたるし一書全く  
兩國無事を思召し一やかく心を尽さとしありい  
うあり不仁の人ありて即ち潜商も此事

公の爲りし知ありとあさ<sup>チ</sup>きしむるに至るや嘆し川  
魚記あり



朝鮮通文大紀卷之四

朝鮮通文大紀卷之四

Faint vertical text bleed-through from the reverse side of the page, including characters like 朝鮮, 通文, and 大紀.



